

### 新たに直売所に出荷する人を支援します！

市内の直売所では、各生産者が楽しみながら、いろいろな商品を生産し、販売しています。坂井農林総合事務所では、初めて直売所に出荷する人やこれまで直売所に出荷していた人が新たなチャレンジに挑戦する場合に、取り組みに対する経費の助成をします。興味がある人は、お問い合わせください。

**対象者**  
・初めて直売所に出荷する人  
・これまで直売所に出荷しており、新たな品目を出荷する人  
・生産した野菜などを活用して加工品を出荷する人

**対象経費の具体例**  
・冬間に野菜を生産するためのミニハウスの導入に係る経費  
・漬物やお惣菜を生産・販売するための調理器具などの導入に係る経費

**問合せ**  
坂井農林総合事務所  
農業経営支援部  
☎011-33222

### 家屋の新築・増築・取り壊しをした皆さんへ

固定資産税は、毎年1月1日現在で、市内に固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している人に課税されます。市では、令和2年度の課税事務を進めるため、平成31年1月2日から令和2年1月1日までの家屋（住宅・店舗・車庫・倉庫など）の異動について、調査・整理を行っています。次の条件に当てはまる人は、令和2年1月31日までにご連絡ください。必要な手続きについて説明します。

**条件**  
・令和元年中に家屋を新築・増築した人  
（法務局（登記所）で「新築登記」をした人、すでに固定資産税に関する家屋調査を終えた人は除く）  
・令和元年中に家屋を取り壊した人  
（法務局（登記所）で「滅失登記」をした人、取り壊した後に新築を建て、すでに固定資産税の家屋調査が終了している人は除く）

**問合せ**  
税務課 ☎73-8012

### 軽自動車などの変更手続きは、3月までに！

軽自動車税は、毎年4月1日現在、原動機付自転車・軽自動車などを所有している人に対して課税されます。既に廃車した・他の人に譲った・住所に変更があった場合には、手続きが必要です。手続きをしなければ、引き続き軽自動車税が課税されたり、納税通知書が変更後の住所に届かなかったりする場合があります。登録事項に変更がある場合は、3月末までに所定の窓口で手続きをしてください。なお、軽自動車税は月割課税制度がありませんので、4

月2日以降に届出をしても、その年度の税金は戻りません。

**問合せ**  
手続きに必要な書類などについては、各窓口にお問い合わせください。詳しくは、市のホームページをご覧ください。

＜原動機付自転車（125cc以下）・ミニカー・小型特殊自動車＞  
あわらし役所税務課  
☎73-8011

＜軽二輪車・軽四輪車・被けん引車＞  
軽自動車検査協会福井事務所  
☎050-3816-1774

＜軽一輪車（125cc超250cc以下）・二輪の小型自動車＞  
中部運輸局福井運輸支局  
☎050-5540-2057

### あわら・わくわくプレミアム付商品券の購入はお早めに！

年末年始は何かと出費がかさむ時期です。あわら・わくわくプレミアム付商品券で賢くお買い物しませんか。購入引換券を持つている人は、早めにご購入ください。購入期限令和2年2月28日（金）販売場所 市内各郵便局（簡易郵便局を除く）



**対象**・市民税非課税者（申請必要）  
・3歳児未満の乳幼児がいる子育て世帯の世帯主（申請不要）  
※市民税非課税者の申請は、引き続き購入期限まで受け付けます。

＜市民税非課税者の申請について＞  
福祉課  
☎73-8020  
＜子育て世帯について＞  
子育て支援課  
☎73-8021

### 法人・個人事業者の皆さんへ 償却資産（固定資産税）の申告をお忘れなく

事業用として所有している償却資産（構築物・機械・備品など）は、土地や家屋と同様に固定資産税の課税対象となります。会社や個人で事業をしている人は、毎年1月1日現在で、市内に所有している償却資産を忘れずに申告してください。申告書および申告の手引きは税務課に備え付けてあるほか、市のホームページからもダウンロードできます。また、eLTAX（地方税ポータルシステム）では、インターネットを利用した電子申告が可能です。なお、太陽光発電システム（住宅用で10kw未満は除く）も償却資産の対象となりますので、ご注意ください。

#### ▼【業種】 償却資産の例

【共通】パソコン、フェンス、看板、駐車場舗装など	【クリーニング業】洗濯機、乾燥機、脱水機など
【加工・修理業】旋盤、プレス機、溶接機、測定機器など	【農業】ビニールハウス、選別機、乾燥機など
【小売・飲食業】レジスター、陳列棚、家具、冷蔵庫など	【医療業】歯科ユニット、医療機器、検査装置など
【建設業】建設重機、大型特殊自動車など	【宿泊業】庭園、客室備品、厨房機器など
【理容・美容業】パーマ機、理容・美容椅子、鏡など	【不動産賃貸業】外灯、カーポート、外構工事など

**申告方法**  
昨年まで申告している人は、申告書に1年間の資産の増減を申告してください。  
新たに申告する人、電算申告を利用する人は、申告対象の償却資産すべてを申告してください。

**申告期限** 令和2年1月31日（金）  
**問合せ** 税務課 ☎73-8012

### あわら健康ときめきチャレンジ ～賞品の交換が始まりました～



4月から実施している「あわら健康ときめきチャレンジ」の賞品交換が始まりました！市では、皆さんの健康づくりを応援しています。今からでも間に合いますので、ぜひ取り組んでみてください。

**対象** 18歳以上の市民  
**実施期間** 4月～令和2年2月末

**内容**  
① 次の1～4を実施し、10ポイント以上ためる。  
1、日々の健康づくり（必須）  
2、体のチェック（必須）  
3、運動や健康について学ぶ  
4、みんなで体を動かす  
② 応募用紙を提出し、10ポイントごとに賞品（500円相当）と交換する。（最大20ポイント）

※応募用紙は、健康長寿課やイベント会場、健診会場で配布するほか、ホームページからもダウンロードできます。

**交換** 【期限】 3月10日（火）  
【場所】 健康長寿課窓口

**賞品**  
・運動賞 トリムパークかなづつ レーニングジム利用券 125本  
・食育賞 ファーマーズマーケット さらの丘お買物券 185本  
・「ラックス賞」セントピアあわら入浴券 120本

※20ポイントの交換で、同一賞品を選ぶことはできません。さらに抽選で豪華景品（あわら温泉へ宿泊券）が当たる可能性も。

**問合せ** 健康長寿課  
☎73-8023

### 特定健診・がん検診と一緒に健康測定が体験可能

今年の特定健診やがん検診は、受けましたか？ 特定健診・各がん検診を次の集団健診日で2つ以上予約・受診した人は「血液さらさら測定」を無料で受けることができます。この機会に、ぜひお申し込みください。



**とき** 令和2年2月2日（日）受け付け 8時～10時

**ところ** 保健センター

**対象** 国民健康保険加入者  
特定健康診査、肺がん・胃がん・大腸がん検診、歯科健診など

**特典** 血液さらさら測定

**定員** 先着30人

**申込み** 【期限】 1月31日（金）  
市民課  
☎73-8015

### 暖房器具の取り扱いにご注意！

これからの季節は日を追うごとに寒さが増し、暖房器具などの火気設備を使用する機会が増えます。住宅火災を予防するために、暖房器具の点検・整備を行い、取扱説明書をよく読み、次のことに注意して正しく使用しましょう。

- 注意点**
- ・ストーブの上に洗濯物を干さない。
  - ・カーテンなどがストーブに接触しないようにする。
  - ・ストーブの近くに、紙や衣類など燃えやすいものを置かない。
  - ・ストーブなどの近くで、ヘアスプレーなどの引火の危険があるものを使用しない。

**問合せ** 嶺北あわら消防署  
☎73-0119



※各記事のタイトル右上のタブは、問い合わせ先・関係課を示しています。